

**まちづくり分野への成果連動型民間委託契約方式(PFS・SIB)
導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業**

公募要領

令和4年7月4日

国交省都市局まちづくり推進課
有限責任監査法人トーマツ

1. 事業名

まちづくり分野への成果連動型民間委託契約方式（PFS・SIB）導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業

※ 本事業は、国土交通省が有限責任監査法人トーマツに委託する「まちづくり分野における成果連動型民間委託契約方式（PFS・SIB）の評価指標検討及び地方公共団体への導入支援等調査検討業務」の一部として行われるものです。

2. 本事業の背景と目的

少子高齢化や人口減少に伴い、地方公共団体の財政状況が厳しくなる中、まちづくりの分野においても、財政負担の削減と施策効果の最大化を図る仕組みの導入が急務となっています。

令和2年12月29日付で閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、まちづくりにおける新たな手法による金融支援として、「まちづくりにおけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の活用について検討する」としています。さらに直近では、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても、「SIBを含む成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success：PFS）を通じて、複雑化する社会課題の効率的、効果的解決を促進」することが言及されています。

令和3年度に、一定のエリアを定めたまちづくり分野における全国初のソーシャル・インパクト・ボンドの導入を試みた、群馬県前橋市の「前橋市アーバンデザイン推進事業」が事業化されたことを皮切りに、まちづくり分野における成果連動型民間委託契約方式（以下、「PFS」という。）や、ソーシャル・インパクト・ボンド（以下、「SIB」という。）の活用が注目が集まっています。その後、令和3年度に内閣府民間資金等活用事業推進室が立上げを行った PFS 官民連携プラットフォームにおいても、まちづくり分野での PFS の活用事業の検討に特化したワーキンググループが開催されるなど、これまで以上にまちづくり分野における PFS・SIB の活用に向けた機運が高まっています。

これらの情勢を踏まえ、このたび、国土交通省では、まちづくり分野への PFS・SIB の導入を具体的に検討する地方公共団体を選定し、採択された地方公共団体に対してコンサルタント等の専門家を派遣し、PFS・SIB の案件形成を支援します。また、支援を行うと同時に、地方公共団体における実務面での課題の整理や支援対象事業構築に向けた情報収集を行います。

3. 本事業の全体像

(1) 本事業の概要

本事業では、まちづくり分野における PFS・SIB 事業を令和 5 年度（以降）に実施することを積極的に検討する支援対象団体を募集するものです。

応募の際、具体的な導入検討を進めている、本事業の支援対象となる PFS・SIB 事業に関する企画提案書を提出いただきます。その内容を審査し、そのうち優れた提案を行った団体を支援対象団体とし、支援対象団体に対して、国土交通省が「まちづくり分野における成果連動型民間委託契約方式（PFS・SIB）の評価指標検討及び地方公共団体への導入支援等調査検討業務」を委託する外部専門機関である有限責任監査法人トーマツ（以下、「トーマツ」という。）及びトーマツが指定するコンサルタント・専門家等の人材を派遣し、PFS・SIB 案件導入支援を行います。

なお、採択された支援対象団体におかれましては、本事業の実施結果の公表等にご協力をお願いする場合がございます。

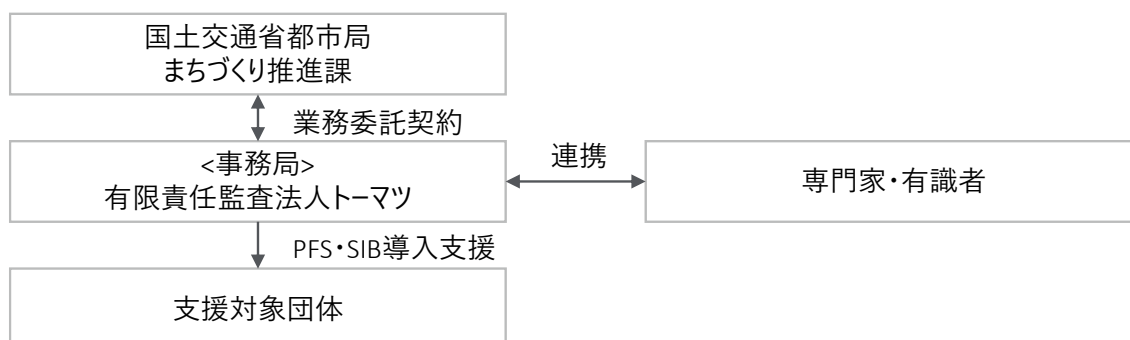
(2) 本事業の実施体制

本事業は、国土交通省が令和 4 年度に実施する「まちづくり分野における成果連動型民間委託契約方式（PFS・SIB）の評価指標検討及び地方公共団体への導入支援等調査検討業務」の一部として実施される事業です。

なお、支援対象団体の募集・審査等の事務局業務全般は、国土交通省よりトーマツへ委託を行い、実施・運営されます。

支援期間中は、トーマツ及びトーマツが指定する専門家等の助言や有識者の意見を参考に、適宜、事業内容の改善をお願いする場合があります。より良い案件形成を行うための協力をお願いします。

図表 1 本事業の実施体制



(3) 支援内容

本事業では、支援対象団体に対する委託や補助は行われず、支援対象団体の PFS・SIB 事業の導入にあたり、トーマツ及びトーマツが指定する専門家等が助言等を行うものです。なお、支援対象団体においては、これらの助言等に当たって発生する経費（人件費、交通費、資料作成代、印刷費等）の負担は必要ありません。

支援内容は以下の項目に関する助言等を想定していますが、支援対象団体の PFS・SIB 事業の検討状況や事業内容等により、変更されることがあります。

- ① 地域課題の洗い出し、及び課題解決に資する事業の実施についての検討
- ② 成果指標についての検討
- ③ 支払基準についての検討
- ④ 財源確保についての検討
- ⑤ 成果の評価方法についての検討
- ⑥ 資金調達方法についての検討
- ⑦ 支援対象事業の選定に際する募集要項の作成
- ⑧ 契約書の作成

4. 応募要件

(1) 対象事業

本事業は、これまで案件形成の実績が少ないまちづくり分野における PFS・SIB 事業の導入を検討するものです。まちづくり分野は、その内容が広範であるため、応募事業の企画・検討に役立てていただけるよう、まちづくりの目的と手法を例示します。

① 目的

まちづくり分野で求める目的は、以下の通りです（あくまで参考であり、検討対象を以下に示すものに限るわけではありません）。

図表2 まちづくりの目的（例示）

| # | 目的 | 説明 |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（まちの活性化） | 人中心のウォークアブル空間を形成する等の滞在環境の向上を行うことで、多様な人々が集い交流することを図る |
| 2 | コミュニティ形成（シビックプライド醸成） | 住民と都市との関係性が親密になることでまちへの愛着を醸成し、コミュニティが形成されたり、コミュニティ活動が活性化する |
| 3 | 健康増進効果 | 歩行の促進による身体健康増進・維持や、社会的な交流が増大することでこころの健康増進・維持につながる |
| 4 | 環境形成・生物多様性 | 植栽による二酸化炭素の吸収や、自動車利用の抑制、空気環境の改善により、低炭素社会の実現や環境改善、生物多様性が促進される |
| 5 | 景観形成 | 空間整備や保全活動等により、歴史・文化的景観や自然景観が維持・形成される |
| 6 | 安心・安全（防犯・防災） | ハード整備・エリア内の活動により、犯罪発生数が減少したり、風水害・震災・火災等の減災・防災効果がある |
| 7 | 歴史・文化の保存・発信 | 歴史・文化を起点としたハード整備・ソフト施策により歴史・文化の保存や発信が図られる |
| 8 | イノベーション創出 | 魅力的な空間や活動を創出することで人々の交流を促進し、クリエイティブ産業の形成、地域のクリエイティブ人材の吸引力が向上する |
| 9 | ニューノーマル・感染症対策 | ニューノーマルの働き方・暮らし方による新たな価値の醸成や、感染症抑制の効果がある |

② 手法

まちづくり分野における事業手法は、以下の通りです（あくまで参考であり、検討対象を以下に示すものに限るわけではありません）。

図表3 まちづくりの手法（例示）

| 類型 | # | 手法 | 説明 |
|-----|----|-----------------------|---|
| ハード | 1 | 施設の整備（新設・改修） | 賑わい交流施設や市民サービスに資する施設の新設や改修 |
| | 2 | 公園・広場・街路空間の整備（新設・改修） | 公園・緑地・広場・街路空間等の新設や改修 |
| | 3 | 有休不動産等の活用 | 空き家・空き店舗等の活用やリノベーション |
| | 4 | 交通基盤等の整備 | 歩行者・自動車・新モビリティの交通ネットワークの形成のための空間を整備するもの |
| | 5 | 仮設店舗やストリートファニーチャー等の設置 | 仮設的なファニーチャーやキッチンカー、コンテナ等の設置によって空間の創出を行うもの |
| ソフト | 6 | イベントの実施 | まちの賑わいや人々の出会い・交流を目的としたイベントの実施 |
| | 7 | セミナーや教育プログラムの実施 | 人材育成やスキル習得を目的としたセミナーやプログラムの実施 |
| | 8 | 市民活動の促進 | 例えば、住民ワークショップや清掃活動の実施、地域団体の設立により、市民の交流や地域活動を促進するもの |
| | 9 | エリアマネジメント | 特定のエリアを単位に民間が主体となってまちづくりや地域経営を実施するもの |
| | 10 | DX・スマートシティ推進 | 市民サービスや行政サービスの高度なデジタル化・新技術の活用によりサービスのDX化や、スマートシティの取組を実施するもの |
| | 11 | 計画やビジョンの策定・推進 | 計画やビジョンを策定・広報・推進し、取組意識の醸成や計画の推進を行うもの |

③ 参考例

令和 2 年度に国土交通省がトーマツに委託した「地方公共団体に対するまちづくり分野におけるソーシャル・インパクト・ボンドの導入支援業務」において支援対象団体として選定された群馬県前橋市の事業を例とした場合、合致する目的と活用している手法は以下の通りです。申請様式（様式 2）の作成時にご参照ください。

【事業名】 SIB による前橋アーバンデザイン推進事業

- 【事業概要】
- 遊休不動産や街の空間を活用し、様々なアクティビティを通じて住民及び来街者や事業関係者のライフスタイルに合わせた価値提供し、まちの賑わいを取り戻す。
 - 地域住民や事業者等関係権利者と以下のような事業を実践する。
 - まちづくり勉強会をベースとしたワークショップ
 - 屋外利用の社会実験
 - 水や緑の資源の活用・整備

図表 4 群馬県前橋市の場合のまちづくりの目的の選択方法

※最も当てはまるものを 1 つ選択

| # | 目的 | 合致性 |
|----|-----------------------------|-----|
| 1 | 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（まちの活性化） | ○ |
| 2 | コミュニティ形成(シビックプライド醸成) | |
| 3 | 健康増進効果 | |
| 4 | 環境形成・生物多様性 | |
| 5 | 景観形成 | |
| 6 | 安心・安全(防犯・防災) | |
| 7 | 歴史・文化の保存・発信 | |
| 8 | イノベーション創出 | |
| 9 | ニューノーマル・感染症対策 | |
| 10 | その他 | |

図表 5 群馬県前橋市事業の場合のまちづくりの手法の選択方法

※複数選択可

| 類型 | # | 手法 | 活用 |
|-----|----|----------------------|----|
| ハード | 1 | 施設の整備(新設・改修) | |
| | 2 | 公園・広場・街路空間の整備(新設・改修) | |
| | 3 | 有休不動産等の活用 | |
| | 4 | 交通基盤等の整備 | |
| | 5 | 仮設店舗やストリートファニチャー等の設置 | |
| ソフト | 6 | イベントの実施 | ○ |
| | 7 | セミナーや教育プログラムの実施 | ○ |
| | 8 | 市民活動の促進 | ○ |
| | 9 | エリアマネジメント | |
| | 10 | DX・スマートシティ推進 | |
| | 11 | 計画やビジョンの策定・推進 | |
| その他 | 12 | その他 | |

なお、「SIB による前橋アーバンデザイン推進事業」の関連情報は、[こちら](#)からご覧ください。

(2) 対象団体

支援対象団体は、地方公共団体とします（複数団体での申請も可能です）。

(3) 採択予定団体数

採択予定団体数は 1 団体とします。

5. 公募プロセスとスケジュール

本事業は、以下のようなスケジュールで実施する予定です。ただし、状況により日程が前後する場合があります。

- 令和 4 年 7 月 4 日 : 公募開始
- 令和 4 年 8 月 19 日 : 公募締切（12:00 必着）
- 令和 4 年 9 月上旬 : 支援対象団体採択
- 令和 4 年 9 月～
令和 5 年 2 月下旬 : 支援対象団体への PFS・SIB 導入支援実施

6. 応募書類

応募書類については、申請様式（様式 1、様式 2）を下記の「10. 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に提出してください。

記入用の申請様式（様式 1、様式 2）については、事務局へ送付依頼のメールをお送りください。Microsoft Word 形式の申請様式を送付します。

なお、提出にあたっては、申請様式（様式 1、様式 2）を Microsoft Word 形式もしくは PDF 形式で、電子メールに添付して提出してください。

参考資料の提出は可能ですが、電子メールで送付可能な資料のみとします。

7. 公募における留意事項

- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 本公募要領と併せて公開されている申請様式（様式 1、様式 2）以外での応募は認められません。
- ・ 提出後の応募書類の変更、差し替えは認めません。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。ただし、採択後に打合せ等で内容確認のため使用する場合があります。
- ・ 公募締切後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。
- ・ 本事業・公募に係る内容についての問い合わせは事務局（トーマツ）へご連絡ください。国土交通省へのお問い合わせはご遠慮ください。

8. 採択方式及び手順

（1）採択方法

- ・ 本事業では、外部有識者により提案内容の審査が行われます。
- ・ 外部有識者を委員とした審査会を実施し、支援対象団体を決定します。
- ・ 審査の結果については、トーマツより個別に電子メールにて通知いたします。

（2）審査基準

支援対象団体の採択にあたっては、以下に示す 4 つの審査の視点と、それらに紐づく審査のポイントをもとに審査を実施します。

図表 6 審査の視点及び審査のポイント

| 審査の視点 | # | 審査のポイント |
|-------------------------|---|--|
| (ア) 本事業との関連性・実施可能性 | 1 | 対象事業は地域のまちづくり分野に関連するものであり、成果を期待できる具体的な内容であるか |
| | 2 | PFS・SIBを導入することで解決する課題が整理され、明確な内容になっているか |
| | 3 | PFS・SIBを導入する事業範囲・内容は明確か |
| | 4 | 庁内でPFS・SIB事業を導入するための関係部署間での検討・調整が実際に進められているか、または今後進める準備ができていないか |
| | 5 | 令和5年度以降にPFS・SIB事業を実施するための予算確保に向けて庁内関係部署間での検討・調整が実際に進められているか、または今後進める準備ができていないか |
| | 6 | 本事業の支援を受け入れるための体制を整えているか |
| (イ) 事業の検討状況 | 1 | 課題を解決する上で対象とする受益者を定義しているか |
| | 2 | 課題を解決する上で関与が必要なステークホルダーを把握しているか |
| | 3 | 事業実施期間は効果を十分に発揮するための長さと考えられるか |
| | 4 | 成果を創出するための事業規模の設定は適切か。 |
| | 5 | 成果指標（アウトカム・インパクト）及びその評価方法は想定されているか |
| (ウ) PFS・SIB活用の妥当性 | 1 | PFS・SIBのスキームの特徴や効用を理解した、妥当かつ適切なPFS・SIBの活用意義となっているか |
| | 2 | 事業内容は民間のノウハウを活用することで、既存サービス以上の効果を期待できるものか |
| | 3 | 当該課題に関連する統計・データを保有している、もしくは保有することが可能であり、行政課題の現状及び事業による改善具合を的確に把握することが可能であるか |
| | 4 | 介入と社会的課題の解決の因果関係を結ぶことができるか。また、そこに十分なエビデンスがあるか |
| (エ) まちづくり分野における他地域展開可能性 | 1 | まちづくり分野において、他地域でも抱えている課題に対するアプローチとなっているか |
| | 2 | 他地域でも展開できるような複雑すぎない事業内容であるか |

(3) 留意点

- ・ 審査会及び同審査会における検討内容については非公開です。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する説明や追加資料の提出を求められることがあります。
- ・ 選定結果に関する問い合わせについては応じかねますのでご了承ください。

9. 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点について、以下の点にご留意ください。

- ・ 採択後、提案された事業内容（スキームや成果指標等）の変更を求める場合があります。
- ・ PFS・SIB 導入支援の進捗や結果については、資料提供やプレゼンテーションの形でご報告をいただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 本事業の支援内容及び結果については、国土交通省の裁量により使用・公表されることを予めご了承ください。

10. 問い合わせ先

本公募要領に関するお問い合わせは、原則として、以下に記載するメールアドレス宛に電子メールでご連絡をお願いします。

問い合わせ窓口の締め切りは、令和4年8月19日（金）12:00とします。

<問い合わせ・提出先>

| | | |
|----------|----|--|
| 窓 | 口： | 国土交通省「まちづくり分野への成果連動型民間委託契約方式(PFS・SIB)導入を検討する地方公共団体に対する専門家派遣等による導入支援事業」事務局 有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 ガバメント&パブリックサービシーズ 米森（よねもり）、山田（やまだ） |
| メールアドレス： | | mlit.pfs-sib.r4@tohmatu.co.jp |
| 電話： | | 03-6213-1251 |